

# 会社を守る法律講座

第14回

## ちよつと待った！新規事業を始める前に

——本業がうまくいかないのに、新規事業で挽回しようと考えてる経営者は多いようです。

**前田** 本業と違う分野に飛び込む場合、慎重でなければなりません。信頼できる人だと思っていたのに権利金を支払ったら、そのまま行方不明になったとか、規模を拡大している企業だから安心だと

そのフランチャイズに加盟したら、実情は資金を集めるために自転車操業で火の車。結局、倒産してしまつたという事件もよく起きています。

——それは詐欺罪で告訴すればよいのでは？

**前田** 始めから騙すつもりであれば、詐欺罪が成立することもあります。しかし、騙す意思は心の内面の問題です。立証がなかなか難しい。捜査機関もなかなか動いてくれません。仮に詐欺罪が成立したとしても、せいぜい刑務所に入るくらいです。捕まっても資産がなければ、返済を受けることができません。

——詐欺には当たらないということですか？

**前田** 中国の例をご紹介しましょう。女性企業家が販売会社を設立。高い配当を宣伝文句に日本円

で約100億円を集めました。金は宝石や高級自動車の購入、借金返済に消えました。女性経営者は逮捕され、中国の裁判所は詐欺罪で死刑判決を言い渡したのです。ところが中国国内では、「借金をして失敗したら死刑というのであれば、安心して事業をすることができない」との批判が高まり、最高裁で死刑が覆りました。詐欺罪は死刑という中国ですらこの判例です。これが日本を含め世界のスタンダードです。

——被害者は泣き寝入りです。前田 詐欺かどうか考える前に、これから事業を始めるといふのであれば、始めから成功するかどうかをきちんと検討して決めることです。本業がダメで困っていると、目の前のもうけ話に飛びつきやすい。目が曇るところか、裏付けがないのに「ウマくいくに決まっ

ている」と思い込んでしまう。ハイリターンの裏にはハイリスクがあるのです。

——弁護士さんに相談する必要がありますか。

**前田** 世の中には、成功を嗅ぎつける類い希な感を持った人もいます。99%の人はその能力はありません。それを補う専門家の意見を聴く中で進めなければ、物事が上手に進むはずがありません。分野毎に専門家は違いますが、例えば倒産事件や詐欺事件、消費者事件などの具体的事案は把握しています。それと類似するかどうかなどについて、法律的観点からのアドバイスは可能です。当事務所では、このような相談も取り扱っていますので、ぜひご相談ください。  
(☎)0120・48・1744。



弁護士 前田 尚一

1959年9月3日生まれ。東京府立大法学部法律学専攻。1981年3月、東京府立大法学部法律学専攻卒業。1982年、東京府立大法学部法律学専攻講師。1983年、東京府立大法学部法律学専攻助教授。1984年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1985年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1986年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1987年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1988年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1989年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1990年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1991年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1992年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1993年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1994年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1995年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1996年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1997年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1998年、東京府立大法学部法律学専攻教授。1999年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2000年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2001年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2002年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2003年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2004年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2005年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2006年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2007年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2008年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2009年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2010年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2011年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2012年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2013年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2014年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2015年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2016年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2017年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2018年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2019年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2020年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2021年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2022年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2023年、東京府立大法学部法律学専攻教授。2024年、東京府立大法学部法律学専攻教授。

